

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

「国鉄闘争」は未来をつくる

国労第五五回大会の意義と課題

日教組運動、当面の課題と任務

——「参加・提言・改革」を決めた日教組大会——

資料1 主要な修正案と採決状況

資料2 規約改正

資料3 「教研」の「新たな高揚と質的發展」

資料4 組合費等

基本路線「見直し」の時せまる

——全通第四四回全国大会を聞いて——

千葉社会党原本が三つの決議

資料5 安保廃棄の基本原則を堅持する…決議する

資料6 国鉄清算事業団に関する…決議

資料7 「月刊社会党全国大会決定集」…に関する決議

一時金の「傾斜配分」…差別支給について

読者からのおたより

2  
5  
8  
10  
11  
11  
11  
12  
15  
15  
15  
16  
17  
11

# 旬刊社会通信

NO. 444

一九九〇年八月一日

一九九〇年 八月一日発行  
(毎月一日・二日・二日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■ 「国鉄闘争」は未来をつくる

国労第五五回大会の意義と課題

国労第五五回定期全国大会は、八月二日―三日までの間、東京・品川総合区民会館において開催される。今全国大会の課題は何点かあるが、一つは国労三万五千名が、九六六名の解雇者をかかえ、長期に闘いうる体制をどう確立していくのか、二つ目は、JR職場における、ますます劣悪化する労働条件に対して、それに歯止めをかける具体的な闘いをどう組織化していくのか、そして三つ目は、新規採用をもにらみ、どう国労組織の拡大をかちとっていくのか、ということである。いずれも、今日まで提起され、議論されてきたことである。

修善寺の臨時大会以降、すでに四年が経過した。あの修善寺とは何だったのか。我々がちとつてものは何だったのか。修善寺大会以降、何が変わったのか。我々は、今、あらためて、国労および我々の運動自身をふりかえり、総括を徹底しなければならぬ。そして、国労がおかれている現状を冷静にみつめ、問題点をあいまいにすることなく徹底的にあばき出し、その克服に向け、何をしなければならぬのかを明らかにしなければならぬ。今大会の位置と任務は、まさにその点にこそある。

国労攻撃は続いているし、以前にもまして、きびしさを増している。敵・資本の側の「国労壊滅」の意図は、いまだ消えることはないばかりか、ますます巧妙さを増し、あたかも「内部対立」であるかのような装いをさせながら、しかけられている。

我々は負けるわけにはいかない。だからこそ、今、相互批判、議論を徹底し、指導部から組合員まで一体となった体制を確立しなければならないのである。まさに、ある意味では国労の「再生」をかけた今大会なのである。

### 長期闘争を闘いうる「組織」

まず、第一に課題である国労三万五千名が九六六名の解雇者をかかえ、長期に闘いうる体制をどう確立していくのか、ということである。敵・資本の側の狙いは、ひょうろう攻めによる国労の「自己消滅」である。そうであるとするならば、「清算事業団闘争」が早期に決着するというのは、彼我の力関係が拮抗、もしくは上回っているのであればいざ知らず、今日的な労働戦線の状況では困難である。闘争は長期化するとみてまちがいない。問題は、いくら自活体制をとるとはいえ、国労本隊の三万五千名で、九六六名の解雇者を長期にかかえられるのか、ということである。確かに、それ以外に、国労支援共闘に結集する仲間もいる。約百五十万人と言われている。さらに「国鉄清算事業団闘争」に連帯する会の仲間もいる。しかし、まずは国労本隊である。

そこでかんがえなければならぬのは、「長期闘争」を闘いうる組織をどうつくっていくのかということ―「組織論」である。つまり、「企業」をこえた団結、組織をどうつくっていくのか、ということである。それも、より具体的にである。もはや「企業内意識」「企業内主義」にとどまっているのみでは、国鉄闘争を勝利に導くことはできない。そのためには、まず国労本隊自身がそうした意識にたち、そうした「組織論」にそった方針を確立し、かつ、実践していくことである。

具体的にはまず、みずからの足元のJR関連、交通関連の下請労働者を含めた組織化である。それも「支隊」としての組織化ではなく「本隊」||「国労組合員」としての組織化である。つまり、現状の「企業内」に固定化された組合ではなく「企業」の枠をこえた労働組合への脱皮・発展である。国労本隊がまず「企業」をこえた連帯を求める決意を具体

的な「組織方針」・実践をもって示すこと―それが国鉄闘争への支援・連帯のより一層の拡がりとなり、より強化な、長期に闘いうる体制確立へとつながっていくのである。

#### 本務職場の闘い

第二は、J R職場の、まず劣悪化する労働条件に対して、それに歯止めをかける具体的闘いをどう組織していくのか、ということである。国労は、国労組合員ばかりではなく、他労働員をも含めた、職場環境・労働条件などのアンケート調査を実施している。これは、職場の労働者の意識、要求を正確につかむということでは評価できるが、問題は出しっぱなしにすることなく、それを集約し、労働者の要求として組織化し、具体的な運動をつくっていくことである。

職場は、退職者の補充もなされないままに放置され、仕事はますますきつくなっている。労働災害・腰痛などの職業病も増え続けている。要員不足による検査周期の延伸などで、「安全面」でもおびやかされている。さらに、上意下達の労務管理が横行し、精神的にも苦痛と圧迫をうけている。「J R職場」は、若い労働者がJ Rの職場を去るケースが後をたたない―そうした絶望的な実態なのである。我々が本気になって「労働条件」の劣悪化を許さない闘いを組織しないならば、「労働組合」そのものに対する不信感がまん延するであろう。

この闘いは、けっして「交渉」のみに歪化しないこと、より大衆的な闘いとして組織することである。現在、ともすれば、上部の交渉のみにたより、それでよしとする過去の悪しき傾向がまた出はじめているが、我々はお互いに、厳にいましめなければならぬ。この闘いを大衆的なものとして組織し、発展させようとするならば、まず、我々の側がそうした意識を払拭し、会社側と対峙し、一歩も退かない構えをみせることである。まずそこからである。

#### 「未来」を制する「体制」・「運動」

第三は、新規採用時をもにらんだ国労組織の強化・拡大についてである。組織の活性化は、青年層の意識をいかにつかみ、組織化するかである。たとえ、現在、数的には少数派であったとしても、青年労働者をより多く組織化した方が未来を制する。

問題は、青年労働者を組織化しうる体制をどう確立するかということであり、それは、今から準備しなければならぬ。

誤解を恐れずに言うならば、現在の国労は「過去」の遺物をひきづり、「過去」が「現在」を支配しているのである。国労二十万組織時代の幻影をいくら追い求めても、それは現実からの避難にすぎない。現実を直視することである。我々の運動は、そこから出発するしかないのである。

そうであるならば、その現実に見あった「組織方針」を確立することである。もはや、二十万組織時代の「特権」をふりかざすことは、けっして許されるものではない。まず、指導部みずからが、その構え、決断をすることである。そして、第一の課題とも関連するが、「企業主義」「本工意識」を排した労働組合へと脱皮・発展すること、そして、もう一つは、青年労働者を中軸にすえた組織体制を確立することである。なぜならば、新たな青年労働者の意識を最もつかみやすく、組織化しやすいのは、やはり、年齢的にもより近いところにいる青年労働者だからである。具体的には、まず青年部の専従体制をキチッと確立することである。そして青年部の運動を可能なかぎり、物質的な面も含めて保障することである。ある面では、青年労働者の意識運動を大事にすることができるとは否か、そ

の「労働組合」に未来があるかどうかの試金石なのである。

#### 全労協「全国オルグ団」方針を歓迎

第四に、直接的にはないが、国労運動と密接にからむものとしての全国労働組合連絡協議会（全労協）についてである。過日七月六日、全労協は第二回大会を開催し、今年度の方針と新役員について決定した。その中で注目すべきは、百万の全労協をめざす「全国オルグ団」組織化の方針である。「全国オルグ団」構想は、総評創生期に、全国をオルグし、各地に地区労を組織した「総評オルグ団」の教訓にならったものであるが、「連合」「全労連」のいずれも、「オルグ団」の構想が皆無の中でのこの方針提起はきわめて重要である。全労協は、既存の組織の糾合のみでなく、反原発、反公害などの市民運動との関わりをも重点においているが、全国各地のそうした自発的な市民運動を一つの大きな流れにするためにも、「全国オルグ団」の果すべき役割は、きわめて大きな位置をしめる。もし、我々が本気になって「全国オルグ団」を組織することができるならば、全労協の運動は飛躍的に拡大するであろう。国労もその具体化に向け、積極的にかかわることが必要であろう。

#### 「過去」にとらわれることなく現在を

国労運動の未来は、国労自身が決すべきことである。「過去」が「現在」を支配するのではなく、「未来」を展望しうる「現在」の運動展開こそが重要なのである。今定期大会において、我々が「過去」をひきづるのをやめ、先に提起したような新たな出発に向けた「方針」を全体で確立することができるならば、国労の「再生」は十分に可能である。あとは、指導部を中心とした我々自身の決断である。

我々は、後戻りはできないし、負けることもできない。たとえ傷を負ったとしても勝たなければならない。敵として、けっして磐石ではない。すでにはころびが見えはじめている。

(M・M)

#### (一八ページからつづく)

その結果、五・一支給といっても実際には、管理職については六・二二―五・五五月の幅で格差が導入されているといえるのである。もし仮に、これに最高三〇%の「傾斜」が加われば、一般職員五・一月に対し、管理者（最高）七・七五月という五二%もの差が生じることになる。このように算定基礎に「管理職」と「傾斜」を二重に加算することによって生ずる格差は考えられないほどの開きとなる。

また、人事院は最高三〇%の傾斜といっているが、これは昨年たった一度だけ実施したサンプル調査によるものであり、積年のデータもないなかで、全く根拠のない数字となっていることも指摘しておかねばならないだろう。

人事院の今回の案によれば、傾斜配分には〇・四月台分の原資が必要とのことであるが、これを現行の五・一月を「維持」した残りの原資で賄うという考え方である。

いいかえれば、現行方式でも当然増額となるであろう分に、算定方式見直しで増額する分をあわせた、今年増額すると思われる分を総て「傾斜配分」の原資にあてようとしているのである。これほど組合員をバカにした考え方が外にあるだろうか。組合員の期待は、当然のこととして、民間が増額した分は増額され、それに算定方式等の是正でどれだけ上積みされるかというものである。

それが一般職員は据え置きで、増額するのは管理職層では、とうてい納得できるものではない。

## 日教組運動、当面の課題と任務

——「参加・提言・改革」を決めた日教組大会——

「路線転換」をめぐる内外から注目されていた日教組大会（六月二六日～二九日、高知）が終った。大会での論議と決定された方針をふまえて、日教組運動の当面の課題と私たちの任務について考えてみたい。

### 一、憂うべき組合民主主義の形骸化

「やじや怒号が飛び交っていたところに比べると、大会会場では静かな論議が繰り広げられた」（東京新聞）とマスコミは報じたが、「全教」との組織分裂の結果、出席議員三四三名の採決時に占める共産党系代議員がわずか十七名という状況が「日共対策」を不要なものとし、緊張感を欠いたものとしたのは確かである。「静かな論議」は論議の低調さと同義であって、重大な路線転換が提起されているにもかかわらず、論議が活発だったのは裏舞台だけであった。

論議が低調だったのは、各県のたたかや運動が低調だからではない。執行部が、大衆討議をまったく欠いたまま、「参加・提言・改革」をすべての運動の基本にすえることや「民研」の改組、社会党の「支持団体」になる件などをこり押ししようとする姿勢と各県のたたか、運動の実態とが合わないものである。現場のたたかいと遊離した執行部の提案は、現在の日教組における組合民主主義の空洞化を反映している。

「参加・提言・改革」も「民研」解体も「支持団体」の問題も、すべて事前討議もないままの拙速な提案であり、したがって各県での大衆討議もほとんど組織されないまま大会での「論争点」になった。執行部自身も充分な意志統一もはからず（その端的な例が「参加・提言・改革」をめぐる委員長挨拶と書記長答弁のくいちがいである）「連合」におもねりながら、一部幹部の根まわしだけで提案をいそぎ、批判を受けると「執行部見解」とりつくり（それも今回は文書で発表することを拒否した）、党員協でシバリをかけて、クリアするという手法がいつそう顕著になっている。こういう手法でなしくずしに路線転換をはかっていけば、日教組中央と職場組合員との距離はいつそう遠くなり、断絶した関係になっていくだろう。「組織の強化・拡大」を声高に叫ぶのとは逆の結果をまねく組合民主主義の空洞化は深刻である。

### 二、主要な問題点について

#### (一)「参加・提言・改革」

福田前委員長は中央執行委員長としての挨拶で「対決・反対・阻止・粉砕という姿勢のみでよいのかどうか。改めて見直しが必要。審議会へも積極的に参加したいと述べ、いっぽう大場書記長（現委員長）は「反動的文教政策に反対の立場を堅持する。対案を出して国民世論の形成をはかり、政府に認めさせる努力をする。労働組合としての立場を堅持しながら運動の幅を広げる。審議会等に参加する場合には組織討議をふまえる」という趣旨の「執行部見解」を口頭で述べた。

日教組がこれまで「対決・反対・阻止・粉砕」という姿勢のみで「運動してきたなどとは誰も考えていない。むしろ、「対決」姿勢の弱さが産別組織の弱体化をまねいたというのが私たちの総括でもあるが、「参加か階級闘争主義か」（現教研）「抵抗かそれとも参加か」のように極端に二極化して選択を強要する手法は、日教組運動の歴史と現状に対する総括・分析を欠落させた暴論であって、つねに現状分析から出発しようとする職場組合員の

気持とはかけ離れている。大場前書記長による「中執見解」も委員長挨拶をやらげようとの意図から出されたものだが、何故いま「参加」なのかを説明していない。私たちは日教組に結集してつねに「対案」を提起してきたではないか。「民主教育をすすめる国民連合」などの形成を通して「国民世論の形成」を追求しつづけてきたではないか。

委員長挨拶も「中執見解」も「参加」問題を「審議会等への参加」に矮小化し、「参加」問題の本質を隠いし、「提言・改革」への幻想をもたせようとしている。

「参加」とは「連合」路線のもとにあって、国家的な協調体制に組み込まれ、体制側とともに歩むところにその本質があるのであって、「労働組合としての立場を堅持する」とは許されないのである。

日教組大会の期間中（六月二六日）に「生涯学習振興法」が成立したが、この法律にもとづく「生涯学習審議会」が発足する。一月末の中教審答申に基づいて、教育の民営化を促進するこの審議会に参加して、「そもそも日教組は臨教審・中教審答申に反対であって、生涯学習の名によって教育に民間資金を導入して利潤競争をおこなわせることには反対だ」などと主張することは許されないのである。日教組が「審議会」等に参加するために「反臨教審」の方針を撤回し、「連合」の「政策・制度要求と提言」が言うように「臨教審答申などの検討を行う」という立場で政府・自民党の政策遂行に協力する約束をしなれば「お呼びでない」のである。マスコミの指摘を借りて言えば、日教組が「改悛の情」を示し、路線転換の「あかし」を立てることが必要なのである。

「参加」問題のもつこうした本質について危機感をもつ各県が修正案を提出した。山形、山形高、佐賀、長崎、宮城、福島、鹿児島、鳥取高は「参加・提言・改革」をすべての運動の基本として教育政策策定に関与し」の全文削除を求め、北海道、秋田、広島、広島高は「参加」の削除を求め、宮崎、宮崎高は「職場から運動の積み上げを基本に」を挿入、沖縄高は「教組の主体性を堅持しながら」、東京高も「主体性を堅持し」の挿入、福岡は継続討議を主張した。この中で、秋田、長崎、福島が秘密無記名投票を求め、最終的には秋田の「参加」を削除する修正案にしろられた。議長は秘密無記名投票に付すことの可否について採決をおこない、出席代議員（三四三名）の五分の一（六三名）の賛成が必要であるが、賛成者五八名で秘密無記名投票に付すことは否決され、挙手採決によって少数否決となった。「賛成者」は、正確には「党員協のシバリに従わなかった者」である。

こうして、「参加・提言・改革」は、東京高の修正案「主体性を堅持して」を受け入れて決定された。しかし、各県における闘争、個別闘争課題についての日教組方針と大きな矛盾をもつこの路線についての論争は、具体的な闘いの中での検証ともないながら、今後もつづくであろう。

## （二）「支持団体」問題

日教組が日本社会党規約に定める「支持団体」になる提案は「現教研」派も含めて合意できず、「継続討議」を求める福島の修正案を執行部が受け入れるという方法で収拾された。「日本社会党との支持・協力関係」に加えて「支持団体」となり、党大会に代議員を派遣し、「支持団体費」を支払い、党に対する発言権の強化をねらうこの提案は、労働組合が党の変質を画策する手段として用いられる危険がつよい。

いま、社会党の「支持団体」となっているのは全電通、全通、都市交、炭労、私鉄、日通、鉄産労などであり、最大登録数は全電通の二〇万人である。これらの「支持団体」労組に日教組や自治労を加えようとする動きのねらいが党の変質にあることは明らかであり、このような提案を再浮上させてはならない。

## （三）「民研」の改組

現行の「国民教育研究所」（「民研」）を改組し、新たに「国民教育文化総合研究所」（「教



育総研)を設立する提案は、人事(副所長と事務局長に日教組副委員長と中執を派遣)が先行して決着していたため、継続討議を求める声が多かったが、最終的には提案事項を民研規約の改正に一本化して成立させた。

しかし、論議の過程で各県から、現行の国民教育研究所の長年にわたる活動に対する総括を欠いたままの拙速の提案であること、昨年以来の教研助言者に対する「選別」と同様の懸念、学問研究の自由の保障の問題、「教育総研」の性格・位置づけについて明確さを欠いていることなど、多くの問題点が指摘された。そして、執行部は「運動の基調を参加・提言・改革におき、…そのため：改策提言づくりを急がねばならない」を中心とする提案理由を全文削除し、現地で提案理由を差しかえるという異例の方法をとった。差しかえられた提案理由では現行の民研に対する一定の評価、学問研究の自由の保障などを補強したが、「教育総研」の性格・位置づけをめぐる論議はつづくことになる。

#### (四) 国鉄闘争支援

国労のたたかいに連帯する運動は日教組傘下の各県教組・高教組で拡大しつづけている。カンパ活動やオルグ団との交流も広範にとりくまれていた。したがって、この問題について日教組執行部が方針案に「国鉄清算事業団職員の完全雇用を求めて関係省庁にはたらかかけます。」という提案が強い批判をあびた。対置された修正案は以下の通りである。

「…完全雇用を求めて、地労委命令を守るよう関係省庁に働きかけるとともに、不当解雇撤回、J R 復帰を求めてたたかうJ R 労働者に対する支援、連帯の行動をすすめます」。

〈提案県―福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄、沖縄高、宮崎、大分、大分高、宮城、鳥取、鳥取高、福島、山形高、神奈川高、東京高、千葉高〉

この修正案は挙手採決の結果、代議員三四三名のうち一六一名の賛成で過半数に達せず否決となった。しかし、各県段階で国労との提携がいっそう拡大している状況をせきとめることは出来なくなっており、各県の横断的な連携も強まってきている。闘いの実践が前進していることに確信をもって全国的なとりくみをさらに前進させることが肝要である。

#### 三、強固な結集軸の形成

主要な問題点のみ指摘したが、日教組が直面している課題は、改悪学習指導要領、初任研の撤回、三五人学級実現、「日の丸、君が代、元号」強制反対闘争、一時金差別支給反対闘争、平和教育と教研活動の再建、反戦、反基地、反原発など山積している。学校五日制、子どもの権利条約の早期批准も重要な国民的課題である。

だが、日教組が「参加・提言・改革」を「すべての運動の基本にすえ」る立場を優先させて「学校五日制、子どもの権利条約、教育予算一〇%」の「国民運動」に収れんさせようとすれば、現場のたたかいとの間にも矛盾を深めるだろう。

日教組自身が指摘しているように、「研修漬けと職場の多忙化・健康破壊・大規模校・過大学級・教職員定数不足・若年退職者の増加」など「臨教審答申にみられる能力主義に基づく差別、選別の教育」がもたらしている職場の実態を直視し、臨教審路線と対決するたたかいを再構築することを現場は期待し、注視している。

文部省は「路線転換のあかし」を求めてくるであろう。スローガンだけでなく、「現実路線の肉付け」(読売)を運動方針の細部にわたって求めてくることは必至である。国労闘争の経過の中で、当局が職場新聞まで問題にして攻撃してきた事例も教訓にしておかなければならない。

こうしたことを念頭におきながら、職場のたたかいをいっそう拡大・強化し、中央の幹部交渉だけに依拠しない大衆闘争の高揚を全力をあげて追求しなければならぬ。幹部による路線転換の動きもまた職場状況の反映であることを銘記しよう。

いまださまざまに摸索されている具体的闘争課題にもとづく全国横断的な提携の強化、産別の枠をこえた交流と結集の努力が近く日の目を見はじめてくる。たたかう労働運動の再建を職場・地域・産別の中で確信をもってないつつけよう。

## 資料Ⅰ 主要な修正案と採決状況

### ◇千高教組提出修正案

反国民的な臨教審「教育改革」を排し、(原案)

反国民的な臨教審路線と対決し、(少数否決)

これら(注・地方連合、県評センター)に未加盟の県・高教組は：緊急に対応しなければなりません。(原案)

全文解除(少数否決)

反国民的な臨調行革を排し、(原案)

反国民的な臨調行革と対決し、(少数否決)

連合、県評センターに未加盟の組織は：加盟するため努力します。(原案)

全文解除(少数否決)

### ◇共同修正案

：国鉄清算事業団は：三月二十日をもって解散しました。(原案)

：三月二十日をもって解散しました。今後、不当解雇に反対し、完全雇用をめざした支援のとりくみを強化しなければなりません。

〈提案県〉 沖縄高、沖縄、福岡、宮崎、大分、大分高、鹿児島、長崎、佐賀、熊本、宮城、福島、秋田、神奈川高、鳥取高、東京高、山形高、千葉高

(挙手採決—賛成一五三名、少数否決)

※代議員現員・三四三名

差別賃金導入に反対する立場から大衆行動を組織し：(原案)

差別賃金導入に反対する立場から、公務員共闘を中心として、強力な大衆行動を波状的に組織し、ストライキを含む全国統一闘争を配置して、その導入阻止のためにたたかいます。なお、具体的な戦術については、定期大会後ただちに全国戦術会議

を開催し、その規模、時期などを確定するとともに、日教組としてのたたかう体制確立をはかります。

〈提案県〉 山形高、秋田、宮城、福島、千葉高、福岡、佐賀、沖縄高、鳥取、鳥取高、東京高

(挙手採決：賛成一四一名、少数否決)

国鉄清算事業団職員の完全雇用を求めて、関係省庁にはたらきかけます。(原案)

：完全雇用を求めて、地労委命令を守るよう関係省庁に働きかけるとともに、不当解雇撤回・JR復帰を求めてたたかうJR労働者に対する支援・連帯の行動をすすめます。

〈提案県〉 福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄、沖縄高、高崎、大分、大分高、宮城、鳥取高、福島、山形高、神奈川高、鳥取、東京高、千葉高

(挙手採決—賛成一六一名、少数否決)

非核三原則を堅持し、核兵器廃絶をめざし：(原案)

非核三原則を堅持し、その法制化を進め：

〈提案県〉 宮城、福島、秋田、山形、山形高、神奈川高、鹿児島、千葉高、石川、鳥取高、長崎、福岡、佐賀、沖縄高(少数否決)

そのため反核、軍縮、平和と民主主義の立場を堅持しながら、(原案)



そのため、反自民、反独占、反ファッショの基調と反核・軍縮、平和と民主主義の立場を堅持しながら、

〈提案県〉千葉高、佐賀、福島、鳥取高、宮城、山形高、神奈川高（少数否決）

◇主要な同調修正案

参加・提言・改革を基本に：（スローガン）（原案）

「参加」を削除。

〈提案県〉秋田

（秘密無記名投票に付する件について採決。賛成五八名。代議員（三四三名）の五分の一（六三名）に達せず否決。挙手採決により少数否決）

憲法改悪、国家秘密法制定反対：反国民的政策に反対しよう。（原案）

反自民・反独占・反ファッショを堅持し：、憲法改悪、国家秘密法法制化反対：反核・軍縮・平和と民主主義を守る運動を強めよう。

〈提案県〉大分、宮崎、宮崎高、福岡、長崎、佐賀、福島、宮城（少数否決）

：日本共産党に従属する県・高・私学などは、分裂組織「全教」を結成し：決定的分裂をもちこみました。：独善と排他による犯罪的分裂行動として糾弾されなければなりません。（原案）

・全文削除―福島、宮城、長崎、名古屋市高、佐賀

・部分削除または修正―佐賀、沖縄高、鳥取高、福岡（いずれも少数否決）

「参加・提言・改革」をすべての運動の基本として教育政策策定に関与し：（原案）

・全文削除（削除修正を含む）―山形、山形高、山形障、佐賀、宮城、秋田、福島、

鹿兒島、名古屋市高、鳥取高

・「参加」を削除―北海道、広島、広島高、「職場から運動の積み上げを基本に」を挿入―宮崎、宮崎高

・「教組の主体性を堅持しながら」を挿入―沖縄高

◇主要な執行部受け入れ修正案

参加・提言・改革を基本に、（原案）

主体性を堅持し、参加、提言、改革をすすめ、

教育課程改悪に反対し、（原案）

学校事務職員・同栄養職員にかかわる法整備を急がねばなりません。

東京高

妊娠中絶問題は女性のみの問題としてとらえるのではなく、両性にかかわる問題

宮崎ほか十県・高

として今後も：、

北海道

学校五日制実現に向けて、地域の社会施設・設備等の充実と結合してすすめます。

北海道

土曜日は学校外活動を展望し、教科をおかず、

北海道

ひきつづき県議会・市町村議会での学習指導要領撤回決議のとりくみをすすめます。

沖縄高

「日の丸・君が代」強制反対の闘いについては、卒・入学式における闘いを中心にこれを通年闘争として全国連帯のもと闘いを強力に展開します。

北海道

・中国帰国・ベトナム等渡日児童生徒の教育保障のとりくみをすすめます。

・国際識字年の今年・夜間中学校を学校教育法の中に位置づけるとりくみをすすめる、夜間中学校の教育条件整備にとりくみます。

大阪

文部省の主催する新採用者対象洋上研修について問題点を明らかにし、廃止にむけ

て取り組みを強化します。

農業高校がおかれている厳しい状況や課題を明らかにしながら…(原案)

「職業高校の学科細分化に反対し」を挿入。

風疹休暇・看護休暇の確立…(原案)

風疹休暇・男女ともに行使できる看護休暇(有給)の確立…

日米韓「軍事同盟」の強化に反対するとともに、反戦・反基地・反核・反原発・反自衛隊闘争を強化します。(原案)

隊闘争を強化します。(原案)

・「反戦」のつぎに「反安保」を挿入

・「八・五嘉手納基地包囲闘争に連帯してとりくみます」を追加。

沖縄高、沖縄、神奈川高、鳥取高、千葉高、東京高、山形高、宮城、福岡、福島、

佐賀

日本社会党の支持団体として…政治参加を強力に推進します。(原案)

・全文を継続討議とする。

福島

### 資料Ⅱ 規約改正

1 日教組の構成を都道府県の各教職員組合を単位とする

2 大会代議員、中央委員の選出基準の改正

大会Ⅱ五〇〇名まで一名、五〇〇名以上は一、〇〇〇名ごと、端数は五〇〇名以上

中委Ⅱ五〇〇名まで一名、五〇〇名以上は三、〇〇〇名ごと

3 国民教育研究所の改組

「国民教育文化総合研究所」(「教育総研」)の設立

4 日教組役員定数の改正

中央執行別委員長二↓三

中央執行委員二四↓二五

### 資料Ⅲ 「教研」の「新たな高揚と質的發展」

1 「四〇次記念集会」として開催(記念行事を含む)

2 分科会の名称変更・分離・統合

第四〇次教育研究全国集会の分科会は次のように構成します。

(×名称変更、☆分離、△統合、○新設)

×日本語教育、外国語教育、保健・体育、職業教育、△自治的諸活動と生活指導、幼年期の教

育と保育問題、人権教育、○障害児教育、☆国際連帯の教育、○女子教育問題、環境・

公害・食教育、平和教育、○情報化と教育、△評価・選抜制度と連絡保障、国民のため

の大学づくり、民主的学校づくりとPTAの民主化、教育条件整備の運動、地域からの

教育改革運動、◎学校五日制・教育課程

### 資料Ⅳ 組合費等

組 合 費	現 行	改 訂	増 減
救 援 資 金	一、六七〇円	一、〇〇〇円	△六七〇円
	五六〇円	六〇〇円	四〇円

民 研	二六円	二二〇円	△六円
専従交付金	一一八円	一一八円	
組合基金	一〇円	一〇円	
組 確 基 金	一五〇円	二〇〇円	五〇円
国際交流資金	八円	八円	
合 計	二、五四二円	一、九五六円	△五八六円

## ◆読者からのおたより◆

再度東京へ 現場で苦闘する仲間にとって、貴誌の国鉄闘争の記事を読ませていただくたびに勇気がわきます。国労第一次全国オルグの際、関東自動車支部で若干の報告をさせていただく時間を得まして、名寄闘争団の現状が多少なりとも伝わったかと思えます。資料をお送りし、「少しでも多くの仲間知らせていただこう」と思いつつ、多忙に追われ実行していません。近々、実行しようと思っております。六月二十八日から三〇日、再度東京へ出向きます。またお会いできるかもしれません。誌代を送付します。(名寄・S)

編集部より 誌代ありがとうございます。上京の際には声をかけてください。国労の仲間がいるところに必ずいるはずです。二九日の集会でお会いできるかと思っておりますが残念でした。ご健闘を祈ります。

試験の時 東欧情勢も、日本の党・労働運動情勢も、目下試験のときです。ともに、左派路線堅持のためにがんばりぬきましょう。(千葉・S)

支援共闘をつくる お元気のことと思います。北海道紋別激励行動の手記を読ませていただきました。私も区内の国労分会の同志たちと少しずつ交流を深め、支援共闘をつくることができると考えております。(品川・Y)

ソ連・東欧問題の本質 ソ連・東欧問題の本質は、マルクス・レーニン主義から逸脱したスターリン主義の自己崩壊だと思えます。スターリン主義がなぜ生み出されたのかは、これからの研究課題ですが、後進国ロシアの特殊性を理解できずに、マルクス・エンゲルスの予見を機械的に適用した教条主義にあるのではないでしょうか。それは、特殊ロシア的過渡期に応じたネップをスターリンが否定したことに、短期にあらわれているように思います。(東京・F)

言行一致が社会党の課題 八九年の社会党運動方針が全国大会で「満場一致」で決定されたなかの一つに、脱原発法制定の署名運動があります。それにもとづき署名運動をしたのに、社会党の国会議員で紹介議員にならない人が三分の二ちかくもいるというのは、党员ならびに支持者に対する裏切り行為です。これでは、いつてる事とやってる事が違うと、社会党は信用できないとなってしまいます。(山形・S)

在京中はどう 在京オルグの際は、たいへんお世話になりました。おかげさまで無事、全国オルグの大役を果たし帰函することが出来ました。在京中、皆様に受けた激励・ご支援に應えるべく、函館の地でガンバッテいます。なお、皆様方が函館へ来た節にはぜひご連絡下さい。(函館闘争団・M)

政構研に亀裂 ニューウェーブは佐藤観樹氏の私党だということをご存知？政構研が小選挙区制で亀裂が入りはじめています。(東京・Z)

## 基本路線 “見直し” の時せまる

——全通第四回全国大会を聞いて——

「新連合」時代となって、多くの旧総評系労働組合がづらい目にあっているが、全通ほど苦しい立場に追いこまれたところもめずらしい。いかにこのころ路線を転換させてきたとはいえ、何ととっても全郵政と対抗してきた第一組合である。職場には「権利の全通」時代の伝統が息づいている。しかし同時に連合内「大単産」の一つである。指導部内には、あわよくば連合内で全郵政にまけじと主導権をうかがう下心がないとはいえないだろう。いうまでもなくそのためには、全郵政よりも「連合流」であらねばならない。「連合にないだれこんで主導権をとる」と、まことしやかに数年前にいわれていたことの結果はこういうことなのである。連合内に該当第二組合が皆無にひとしい自治労や日教組は、まだしもおうようにかまえているようにみえるが、全通はそんなうちょうにしてはられない。聞くところによると、東京では全郵政が全通をついに組織数においてうまわったという。本部は焦るだろう。

この全通が「連合」参加初年度に開催した第四回定期全国大会（七月四―七日 於兵庫）は、全通指導部と職場の乗離などという生やさしい表現ではとてもまにあわぬ、断絶状態がそろそろ極限と目してよいところに来ていることを示した大会であった。

### 委員長は社会党 “解党” を提言

まず河須崎委員長の大会あいさつが話題をよんだ。社会党の解党を提唱したのである。正確にはこうだ。「社・民・連三党は、院内会派的なものでなく、誤解を恐れず私見を言えば解党して出なおす。再編・統一にむけて、虚心坦懐、政治の改革と政権交代を切望する国民の立場にたつて協議に入るべきだと思います」。どうみても労働組合のいうべきことではない。

運動方針でも「社会党との支持・協力関係」と「公明党との友好関係」にくわえ「民社党との新たな友好関係を結ぶこととします。両党とは政策協議、選挙協力を進めることとします」とされ、また「社会民主主義勢力の結集をめざし社会党・民社党との歴史的和解へ向け全通としてあらゆる努力を行うこととします」と明記されていた。

なぜ労働組合がここまでいわねばならないのだろうか。先輩の全電通をもさしおいてなぜ全通だけがこんなにはしゃがなくてはならないのだろうか。大会に来賓としてあいさつした社民連・江田代表はこううったえた。

「四野党の足並みの乱に、私は今ゆううつだ。梅雨は晴れても心は晴れぬ」。「社・民の歴史的和解の接着剤」たることを唯一の存在意義とする社民連ですら、こう現実を認識している。社会党が大衆の声を傾けているかぎり、また「民社」がそれに同調しないかぎり、「足並み」すらそろわない。いわんや「解党・統一」などできるはずがない。それでも全通がやろうというのなら、全通が社会党系の運動から脱落するか、社会党を第二

自民党に変質させるしか道はない。はたして全通指導部は自らのなしていることのおそるべき意味がわかつているのだろうか。

運動方針の「歴史的和解」の項にはいくつかの地区から修正案が出されたが、無視をされた印象であった。たしかに政治路線論議であり、組合員に直接わかりやすい問題ではないが、心ある中間指導部、活動家は、進行中の事態への警鐘をこゝとあることにならう、まじめな活動家の社会党への入党促進をいそがなければなるまい。

### 労働強化に職場はウメキ

大会討論で最大の焦点となったのは、「要員・時短、賃金体系改善に関する要求(案)」である。全通がこの間進めてきた「政策・制度闘争」(昨年までは「制度政策闘争」だったが、連合にわざわざ文言一致を今大会でした)の悪しき面を大成したようなもので、機械合理化や営業体制強化などを労働組合側から求めたのが「要員・時短」要求であり、また職配転促進と多能工化ともいふべき「職歴形成と労働力移動」をこれまた労働組合から要求したこととあわせ、「技能職給」制度導入を要求したのが「賃金体系改善」案であった。

まず全てとわいていい代議員はこれに反対ないし先送り継続討議、慎重な扱いを求めているのである。代議員の発言からは、職場は郵便物量の急増でギリギリのところにかけていること、健康破壊、超勤強制、ただ働きが横行していること。労働力不足時代で非常勤職員を募集してもほとんど集まらず、まず大量増員というのが共通の要求としてうかびあがっていた。また、全通がいかに当局にすり寄っていても、省の全通敵視は職場ではいささかの変化もなく、むしろ超勤「拒否者」のアブリ出しと規則、処分の乱発など命令と服従の状態が共通していること、したがって当局の恣意的な賃金考課を可能とするような差別賃金体系導入には強い職場の反発があることも共通していた。

こうして、「要員・時短、賃金体系改善に関する要求(案)」はその基本的考え方自体の変更には応じなかったものの、省側の対応案が出てからあらためて全通要求案をつくりなおし、それを次期全国大会(九一年八月九―十一日 於千葉)にかけ承認を求めらるゝこととなった。

もっとも、傍聴席では「省案が出てからなどといっているが、もともと全通案も省案のお色直しにすぎないのではないか」というささやきがあったのも事実だ。長年つちかわれた不信感のなせるわざであろう。

### アジアが支援できてなぜ国労を支援しない?

もう一つ圧倒的多くの代議員の不評をかったのは、「国際連帯基金」と「平和闘争基金」(各々月額一〇円の徴集)である。「国際連帯基金」は、「アジア・太平洋地域」の郵便労働者を対象に「留学生受け入れ」「労働者の組織化・教育推進に対する協力支援」等に支出すると提案された。どだい全通への組合員の不信が、極限までたつしているのに、これ以上組合費を値上げしようなどというのは誰がみても無理な話だ。しかも両基金とも組合員

の心にうったえるものは何もない。「国労支援をすべきた」という発言には「連合主軸だからできない」とまことにそっけない答弁です。また本部が、いくら「アジアの郵便労働者支援」を説いても、信用しろというのが無理だろう。また運動方針には県評センターについては一言もふれられず、地域連合の積極推進一辺倒なのだから「反基地、反核」運動を本気でやるとはものわかる人にはとても見えないのである。こうして、両基金とも原案撤回となり、一般会計から支出するということになった。

このように労働条件や賃金、そして組合費という組合員みんなに切実な問題については、全通に組合員の意志が反映する努力が一定の前進をみせたといつてよい。

### 必要な「ペレストロイカ」

ところが代議員がいかに職場の声を代表してうったえようとも本部が一步たりとも譲らないのは基本路線であり、冒頭にみたように、政治方針の一步ふみ込みを含め基本路線は悪くなる一方である。一九七八年の一〇・二八労使確認以降、全通の基本路線と職場実態のかい離がはじまり、大会を重ねることにこの距離は拡大する一方であった。そして今大会である。いったいこのギリギリの曲芸にひとしい状態はいつまで続くのだろうか。できるだけ早く基本路線自体を問題にしない限り、苦しみはますますばかりでなからうか。今大会でもあきらかになった大幅増員要求も、本部は努力するとは約束したものの「政策・制度要求」路線でそれが実現するとは思えない。原点にかえり大衆闘争をくみあげ、省を追いこむ他ないはずだ。しかし、そのような提起はすこしもなされない。これでは来年大会まで職場組合員の全通不信はもっとひどくなるだろう。例えば大衆闘争で自らがたたく増員がかなわなかったというのと、何も手をうたずになわなかったというのでは天地の差があるはずだが、全通の今の路線では、いくつかの支部段階で創意をこらした大衆参加の増員要求の闘いはくめたとしても、そういうところは当局からの集中攻撃を覚悟せねばならない。むろん全国統一闘争はとてもできない。

こちらで一〇年になろうとする「政策・制度要求」路線の総括をすべきではなからうか。右だ左といわず、虚心坦懐に、全組合員で、いったい何を反省しどうしなければならぬのか、大衆的な総括論議をおこすときではなからうか。想いおこせば、全通の「企一・二号」の「長期抵抗大衆路線」は方針化されて一〇年もたないうちに見直しをはじめられ、「三〇年総括」で変更された。新たな「路線」を見直すにはちょうど時期もよいではないか。幸い、河須崎委員長はあいさつで「私たちのさらなるペレストロイカ」と「人権」「自由」「民主」を高らかにうたいあげた。今こそ、全通内のもえるようなペレストロイカが、組合員の「人権」に視点をすえた「自由」で「民主」的な討論をまきおこす時ではないか。今ならまにあうと思う。そして今やっておかないと、数十年にわたり悔いをのこすことになる。全郵政の「統一」が組合員不在でいそがれている。この重大な問題の是非を決するにあたり、真に組合員の意見を集約し、判断をおおくためには、この一〇年余の総括が不可欠だからである。

## 千葉社会党県本が三つの決議

過日の福岡参院補選で、社会党・三重野候補が圧勝した。ジャーナリズムは「社会党への追い風がなぎはじめた」と、自民党支援におおわらわの有様だが、生活はそうでないことを示したわけだ。

参院選、都議選と地殻変動をもたらした「三点セット+α」の矛盾は、日米構造協議のゆくえともあいまって、今後拡大することはあれ消え去ることはない。「社会党への追い風」は着実に強まることは必至である。

このような時、社会党の任務は自民党批判をヨリ強め、大衆運動をおこすことだ。だが、最近の社会党は山口談話、田辺・久保発言、「月刊社会党」七月号問題にみられるように自壊の道を走っているときいかいようがない。

現在の焦点は平和の問題、国鉄闘争、それに党内民主主義の問題だ。この三つのテーマで、七月一日開かれた社会党千葉県本部は「安保廃案の基本原則を堅持すると共に反核、反基地、反自衛隊闘争を強める決議」「国鉄清算事業団の職員の不当解雇撤回・完全雇用確保とJR会社の不当労働行為根絶を求める決議」「月刊社会党第五回定期全国大会決定集」の編集に関する決議」を採択した。

以下はその全文である。全国の読者に紹介したい。

(編集部)

### 資料V 安保廃案の基本原則を堅持する…決議

六月二二日、千葉県房総沖に於いて空母ミッドウェイが爆発炎上した。同空母は鎮火後、事故解明もいまま横須賀に寄港した。空母ミッドウェイに積載される艦載機は核疑惑がもたれており、今回の事故はミッドウェイ等横須賀港を利用する米艦船に積載される核の爆発と千葉を含む首都圏の壊滅の可能性を示した。

また、木更津基地においては最新鋭のヘリコプターであるコブラの配備が明らかにされた。

こうした千葉を含めた首都圏における危険な動向は日米安保の強化等に基づくものであり、安保廃案の基本原則にたち、反核、反基地、反自衛隊の闘いの強化が求められている。

また、米ソによる歴史的なマルタ会谈以降、反核、軍縮は国際的な流れとなり、政府、自民党の中でさえ、安保無用論が生じつつある。

こうした、情勢があるなかで、党中央本部のなかから安保是認の発言があり、木更津、館山など基地をかかえる総支部にたいして、支持者のなかから疑問と不信の声がおきている。

このため、党本部が安保廃案の基本原則の堅持の立場を明確にすることを求めると共に、県内における反核、反基地、反自衛隊の闘いの強化を前進させるために全力をあげる。右決議する。

### 資料VI 国鉄清算事業団に関する…決議

国鉄清算事業団の再就職促進法が四月一日で失効し、それに伴い全国一、〇四七名の就職未定者の解雇通告が実施された。旧国鉄の長期債務を引き継いだ国鉄清算事業団の債



務総額は、年々増加し一九九〇年度末には二七兆九八〇億円に達する。  
このように、旧国鉄の膨大な「累積赤字」解消を図るとして、大量の人員削減を伴う国鉄の分割・民営化を強行して四年目を迎えたが、JR会社発足と前後して、今日もなお労組合員などを対象とした不当労働行為が明かになっている。

全国の各地方労働委員会において、採用問題などでJR会社の不当労働行為が明確に断定されているが、今日に至るも救済命令は全く履行されていない状況である。

特に採用差別問題については、国鉄改革法審議の過程で「所属組合による差別は行わない」「一人の職員も路頭に迷わさない」との政府答弁とともに、「欠員が生じた場合は清算事業団から優先的に採用する」等の参議院付帯決議を、一切無視して雇用対策期限を理由に大量解雇の暴挙を行ったものである。法治国家日本の中で、政府と首相自らが約束したにもかかわらず、国鉄清算事業団の労働者の生首が切られることは許されない。

日本社会党千葉県本部は、労働団体を始め幅広い県民と共に、JRに対する地方労働委員会命令を守らせ、中央労働委員会命令を早急に出させ、それをJRに実施させるために幅広い県民運動を展開する。

## 資料Ⅶ 「月刊社会党第五五回定期全国大会決定集」

### の編集に関する決議

去る六月十日発行された「月刊社会党臨時増刊号」は、第五五回定期全国大会決定集として発行されました。これまでの「大会特集号」では、各小委員会での「質疑・討論」が全文掲載されてきました。

しかし、今回の「第五五回定期全国大会決定集」では、「機関紙局でまとめました」とのコメントにあるように、二日間にもたがる討論内容が、たった二〇〇字あまりに置き換えられています。私たちは機関紙「社会新報」の紙代値上げについてはたいへん関心を持ってきました。党千葉県本部はこの間、全党の努力によって、各総支部の専従者配置、事務所配置、宣伝車の購入と、総支部財政を支えるものとして「社会新報」を党活動の中心にと努力してきました。また、読者との結び付きを強める活動として、「地区新報」の発行や「社会新報」読者祭なども開催され始めています。七月からの紙代値上げにたいしても、六月分までの紙代回収に取り組み、読者に値上げの理解を求めてきたところであります。ですから、紙代値上げを含む機関紙問題は第五五回全国大会の焦点として大会の討論に関心を持ってきたところです。ところが、全国大会での「質疑・討論」を一方的に削除することは、「大会でどのような討論がされたのか」という「真実」を党員に知られては困るという意図があるかのような疑問を抱かせます。また、正規に選出された大会代議員の発言を「圧殺」するものもあります。我党は国民に「開かれた党」として党改革を進めてきました。その経過からしても大会報告集の削除は理解出来ないものです。

このような「党内民主主義」を否定するような「第五五回定期全国大会決定集機関紙局に対する質疑・討論」の内容について日本社会党千葉県本部第五六回定期大会は左記の二点について中央本部に要請することを決議します。

記

- 一、事実経過と責任の所在を明らかにすること。
- 一、削除された「質疑・討論」の全文を復活させること。

# 一時金の「傾斜配分」 Ⅱ 差別支給について

「二桁問題」について

昨年の給与法改正案の国会審議の際、民間比較で示された支給月数五・一二月分のうち、〇・〇一月分が切りすてられた問題が取りあげられ、その結果、「民間の特別給の支給実態を正確に反映させるよう努めること」との付帯決議が行われた。

〈表1〉人事院の民間調査と支給月数

年	民調結果	支給月数	切りすて分
一九七〇	四・七	四・八	〇・九
七二	四・七	四・八	〇・七
七三	四・八	四・八	〇・二
七四	四・六	四・八	〇・六
七五	五・二	五・二	〇・八
七六	五・二	五・二	〇・八
七七	四・九	△〇・五	〇・二
七八	四・九	△〇・五	〇
七九	四・九	四・九	〇
八〇	四・九	四・九	〇
年	民調結果	支給月数	切りすて分
一九八〇	四・八	四・九	〇・八
八二	四・九	四・九	〇・五
八三	四・九	四・九	〇
八四	四・五	四・九	△〇・五
八五	四・四	四・九	〇・四
八六	四・三	四・九	〇・三
八七	四・五	四・九	〇・五
八八	四・五	四・九	〇・五
八九	五・一	五・一	〇・一
九〇	?	?	?

〈表2〉種目別給与の内訳

	89年4月	費目 割合
額当等計	243,024	
手当	1,203	
手当	10,626	
手当	12,452	
小計	267,305	94.82
手当	14	
手当	1,855	
手当	10,261	
手当	285	
手当	2,179	
小計	14,594	5.18
合計	281,899	100.00

すわけにはいかない問題である。そこで月数算定方法を改善して、二桁台まできちんとフォローするよう求めているわけである。

ただ、毎年の調査によって、「二桁部分」が変わるといって、完全な「変動性」に移行させるのは、公務員の一時金の「安定性」からして好ましくない面もあるため、なんらかの決定基準は必要となってくるだろう。(自治労としては、「二捨三入方式」で〇・〇五月単位で支給するよう要求している。例えば、五・一〇〇五・一二までは五・一〇月、五・一三・五・一七は五・一五月、五・一八・五・一九は五・二〇月というように)

「二桁問題」とは、人事院の民間給与実態調査で出された民間の支給月数は小数点二桁まで示され、多くは二桁台まで支給されているのに対し、公務員の支給月数は二桁部分が切りすてられ小数点一桁までしかみられていない問題をさしている。(もつとも、民間の支給月数が下がった場合には、若干だが切り上げて据え置いたケースもあるが)

この二十年間の改正経緯をみると〈表1〉のようになり、殆どは切りすてられたかたちとなっている。〇・〇一月といえども、公務員の平均賃金が三十万円近くとなるなかでは三、〇〇〇円という金額となり、とても見過ご

## 「算定方式問題」について

人事院の一時金の調査方法は、まず、民間事業所で一年間（前年五月～翌年四月）に臨時的に支払われた賞与等、すべての給与を事業所単位で洗い出し、それを「職員」と「作業員」それぞれについて、上半期（五～十月）、下半期（十一～四）別に毎月決って支給する給与（時間外手当を除く全給与）で除して支給月数を求め、そして、公務員の人員構成にひき直して年間の支給月数を算出する方法をとっている。

こうして算出された民間一時金の支給月数を公務員にあてはめる場合には、三者ベース（本俸、扶養手当、整理手当）のみが算定基礎とされているため、所定内給与から三者ベースを差しひいた部分（住居手当、通勤手当など）が公務員にとっては不利な扱いとなっている。

これを八九年の人勸を例にみても、公務員の場合、所定内給与に占める三者ベースの割合は九四・八二%（表2参照）であるから、五・一カ月支給といっても実際には五・一月×〇・九四八二＝四・八三六分しか支給されていないことになり、〇・〇一カ月カットをあわせると約〇・二七月強の「損失」となっている。

こうしたことから算定方法の抜本的な是正を求めている訳だが、全国の公務員の場合にも算定基礎に算定基礎に三者ベースだけでなく、所定内給与を用いてはじめて民間との均衡がはかれると言えよう。

## 「傾斜配分問題」について

「二桁問題」「算定方式問題」については、改善要求として当然のことと考えられるが、人事院はこれとあわせて「傾斜配分」をセットにして「是正」するとの考え方を明らかにしている。これは、さらなる格差拡大、差別支給拡大を通じて、「職務職階制」の強化を議論む攻撃であり、断じて認めることはできない。

人事院の提案では、唯一その理由として「算定基礎を民間並みにするなら配分も民間並みにしないと大方の納得がえられない」としているが、これは我々の長年の要求「民間の状況を正確に反映させよ」を「逆手」ととつたいやがらせとしか言いようのないものである。

今回の案は、傾斜配分の区分は「級」によることになっているが、その基本には「公務の役職段階別」区分にあることは明らかである。役職区分では異動等の際に混乱が生じ、人事管理上好ましくないもので「級」としたにすぎない。

さらに、「係長クラス以上で級により四段階」の区分というが、これは当然、管理職層以外もいくつかに区分され、「職務職階制の強化」につながることは言うまでもない。

例えば、（県職労として一本化を要求している）旅費法の区分（国は一～三級、四～八級、九～十一級）からみても、より格差が拡大したものであり、大きな問題である。

現行の賃金体系、制度に全くそぐわず、我々の要求に逆行する「傾斜配分」を強行しようとすることは、現行制度に大きな矛盾を生じさせ、労使関係の在り方にも混乱を持ち込むものであると言わざるを得ない。

公務員の一時金については、現在、支給月数での格差は持ち込まれておらず、一律五・一カ月となっている。

もっとも「規則で定める管理、監督の地位にある職員」については、一九七一年に「その職責に応じて俸給月数一〇〇分の二五以内の額を手当算定の基礎額に加算する」よう改められ、本県においても、管理職手当一〇〇分の二五の者は二〇%、一〇〇分の二三の者は一五%、一〇〇分の二〇の者は一〇%の加算がすでに行われている。（四ページにつづく）